

独立行政法人大学入試センター駒場台クラブ使用規則

〔平成13年4月1日〕
規則第66号

改正 平成18年4月1日規則第5号

改正 平成19年3月30日規則第18号

改正 平成26年3月31日規則第12号

改正 平成31年4月30日規則第19号

改正 令和2年3月31日規則第115号

独立行政法人大学入試センター駒場台クラブ使用規則

(趣旨)

第1条 独立行政法人大学入試センター駒場台クラブ（以下「駒場台クラブ」という。）の使用に関しては、独立行政法人大学入試センター物品管理事務取扱規則（平成13年規則第58号）、独立行政法人大学入試センター不動産管理事務取扱規則（平成13年規則第59号）、独立行政法人大学入試センター施設管理規則（平成13年規則第61号）及び独立行政法人大学入試センター防火管理規則（平成13年規則第62号）その他別に定めがある場合を除き、この規則の定めるところによる。

(使用範囲)

第2条 駒場台クラブは、次の各号に掲げる場合に使用することができる。

- 一 独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）に用務をもつ来訪者が宿泊する場合
- 二 センターの職員が宿泊する場合
- 三 センターの運営に関する諸会議及び行事等に使用する場合
- 四 前各号に掲げる場合のほか、財産管理役が特に必要があると認めた場合

(使用期間等)

第3条 駒場台クラブの使用期間及び使用時間は、次のとおりとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

- 一 使用期間 1月4日から12月27日まで（原則として、宿泊にあつては3泊以内とし、土曜日、日曜日、創立記念日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
- 二 使用時間 宿泊の場合は、午後5時から翌日午前9時までとし、その他の使用の場合は、午前10時から午後9時までとする。

(使用許可手続)

第4条 駒場台クラブを使用する者（以下「使用者」という。）は、原則として、使用予定日の5日前までに財務課総務係に第1号様式による使用許可申請書を提出し、財産管理役の許可を受けなければならない。

- 2 使用を許可した場合は、使用者に対し、第2号様式による使用許可書を交付する。

(使用料)

第5条 使用者は、第2条第3号及び第4号に規定する場合を除き、別に定める使用料を財務課資金管理係に前納しなければならない。ただし、センターの業務の遂行上使用する場合で、財産管理役が特に必要と認めるときは、使用料を免除する。

2 使用者は、前項に規定する使用料の他別に定める雑費を負担しなければならない。

3 既納の使用料は、次の各号に規定する場合を除き返還しない。

一 次条第2号及び第3号により使用を取り消した場合

二 災害その他により使用不能となった場合

(使用許可の取消し等)

第6条 次の各号の一に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

一 使用料を納付しない場合

二 センターが行う諸会議又は行事等により緊急に使用する必要が生じた場合

三 施設又は設備の維持管理上使用させることができなくなった場合

四 使用者が、この規則又は許可を受けた使用目的に違反した場合

(使用者の遵守義務)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 使用者は、他の者に転貸しないこと。

二 使用者は、別に定める「使用者心得」に従って使用すること。

(損害賠償)

第8条 使用者は、故意又は過失により施設又は備品等に損害を与えたときは、速やかに財産管理役に報告しなければならない。

2 使用者は、財産管理役の指示により、前項の損害を復旧又は賠償しなければならない。

(事務の処理)

第9条 駒場台クラブの管理に関する事務は、財務課において処理する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月30日)

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。